

○滑川市小口事業資金融資あっせん保証料補給金交付要綱

昭和48年12月28日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年規則第10号）第21条の規定に基づき、小口事業資金融資あっせん保証料補給金（以下「保証料補給金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであって、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする場合は5人。）以下の事業者をいう。

2 この要綱において「小口事業資金」とは、滑川市小口事業資金のあっせん保証融資制度に関する要綱第6条に規定する資金をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、事業経営の健全化を図るため、小口事業資金の融資を受けた小規模事業者に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において、当該小口事業資金融資に係る保証料補給金を交付する。

(補給率)

第4条 保証料補給率は、貸付当初に富山県信用保証協会の定める保証料の5分の3以内とする。ただし、滑川市SDGs宣言制度実施要綱（令和6年滑川市告示第73号）に基づく滑川市SDGs宣言を行った小規模事業者の保証料補給率は、5分の4以内とする。

(補給金の請求)

第5条 小規模事業者は、第3条に規定する、保証料補給金の交付を受けようとするときは、小口事業資金融資あっせん保証料補給金請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和48年度分の保証料補給金から適用する。

附 則（平成11年告示第18号）

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度分から平成26年度の保証料補給金に限り、第4条中「1／2以内」を「4／5以内」に読み替えるものとする。

附 則（平成12年告示第10号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年告示第4号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第28号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第7号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第9号の2）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第16号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第13号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第21号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第29号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第14号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第23号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第33号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第50号）

- 1 この告示は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に保証料補給金の交付を受けた者に対する保証料補給金の返還

については、なお従前の例による。

附 則（平成24年告示第46号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第33号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第41号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第49号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日告示第68号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第57号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

滑川市長 あて

(申請者) 〒 一
住 所

企 業 名
(商 号)
代 表 者

小口事業資金融資あっせん保証料補給金請求書

滑川市小口事業資金融資あっせん保証料補給金交付要綱第 5 条の規定により、
融資に係る保証料補給金 円を請求します。

記

1. 添 付 書 類 下記振込口座の通帳の見開きコピー

2. 払込口座内容

金 融 機 関	銀行・信用金庫
支 店	支 店 ・ 営 業 部
フリガナ 口 座 名 義	
種別・番号	普通・当座